

「江南市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(江南市指定 第 2373600051 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。申請中であっても暫定的にサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の体制	3
5. 事業者が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	10
7. 苦情の受付について.....	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 江南市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 愛知県江南市北野町川石 2 5 番地 1 1
- (3) 電話番号 0 5 8 7 - 5 3 - 8 8 5 1
- (4) 代表者氏名 会長 石 川 勇 男
- (5) 設立年月 昭和 5 5 年 1 月 2 2 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 江南市社会福祉協議会が開設する「指定居宅介護支援事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とします。
- (3) 事業所の名称 江南市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
平成 3 0 年 4 月 1 日指定 江南市 第 2373600051 号
- (4) 事業所の所在地 愛知県江南市北野町川石 2 5 番地 1 1
- (5) 電話番号 0 5 8 7 - 5 3 - 8 8 5 1 FAX 0 5 8 7 - 5 9 - 8 5 4 6
- (6) 事業所長（管理者）氏名 田中 孝治
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように配慮して行います。
 - 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に努めます。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、介護支援専門員等に対し、研修を実施する等の措置を行うよう努めます。
 - 6 事業の実施に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行います。
- (8) 開設年月 平成 1 2 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 江南市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分 (但し、祝日及び12月29日～1月3日を除く)
-----------	--

但し、休業日及び休業時間は、緊急連絡にて対応出来ます。

※ 緊急連絡電話 090-6461-8603 090-9184-8851
090-9189-8851 080-3634-8851

4. 職員の体制

事業者では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	業務管理及び現業
2. 介護支援専門員	4（1）			

*事業所長（管理者）は主任介護支援専門員とし、介護支援専門員4名のうち1名が兼務する。

5. 事業者が提供するサービスと利用料金

事業者では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

サービス開始に当たり、ケアマネジメントの公平中立性の確保を図るため・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を伝えるよう努めます。

事業者が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、配慮し、居宅サービス計画の作成の流れに沿って、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者及び医療サービス、インフォーマルなサービス等に関するサービスの内容、利用料等の包括的な情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供して、特徴や利便性などを説明した上で選定していただけるように努めます。利用者から介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業所等の紹介や事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。また、医療系サービスを計画に位置付ける場合は、利用者の同意を得て、主治医に意見を求め連携を図ります。

③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・月1回以上利用者の居宅に訪問し、サービス事業所から情報を得る事で、利用者及びサービスの実施状況を把握及び評価を行い、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ・1か月単位で作成した利用者の介護保険サービスの利用予定に対し、サービス提供事業者との調整を行い、サービス提供後は実施内容を確認し、正しく請求が行われるようにします。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等の協力及び必要な援助をします。
- ・その他、困りごとに対し相談に応じます。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができることとします。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤入院時の連携

治療及び退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するために、連携を取って行きます。

※入院の際には入院先に担当介護支援専門員の氏名と当事業所をお伝えください。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い頂くことになります。

（ア） 居宅介護支援費（1月につき）

介護支援専門員1人当たりの担当する件数で算定します。

・居宅介護支援（Ⅰ）

居宅介護支援 (i)	担当件数	45件未満又は45件以上で、45件未満の部分で算定
	要介護1.2	1,086単位
	要介護3.4.5	1,411単位
居宅介護支援 (ii)	担当件数	45件以上で、45件以上60件未満の部分で算定
	要介護1.2	544単位
	要介護3.4.5	704単位
居宅介護支援 (iii)	担当件数	45件以上で、60件以上の部分で算定
	要介護1.2	326単位
	要介護3.4.5	422単位

※ 担当件数：1月あたりの利用者数に、介護予防支援事業者から委託された介護予防支援利用者数の3分の1を加えた数を、介護支援専門員数（常勤換算）で除した数

※ 基本料金に対して厚生労働大臣が定める運営基準を満たさなかった場合、上記料金表の50/100の料金になります。また運営基準を満たさない月が2ヶ月以上継続している場合は算定しません。

※ 基本料金に対して厚生労働大臣が定める特定事業所集中減算に該当する場合、上記料金より200単位を減額することとなります。

- ※ 訪問介護（生活援助中心型）訪問回数が国の定めた基準を上回るケアプランについては、市に届け出を行い、地域ケア会議の開催等によりケアプランの検証を行うこととします。
- ※ 利用者死亡によりサービス利用に至らなかった場合でも、必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など請求にあたって必要な書類の整備をおこなった場合、居宅介護支援費を算定します。

（イ）初回加算

初回時	300単位／月
-----	---------

※算定要件

- 新規に居宅サービス計画を作成した場合
- 要介護状態区分が2区分以上変更された場合
- 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合

（ウ）特定事業所加算

I	519単位／月
* II	421単位／月
III	323単位／月
A	114単位／月

※算定要件（I）

- ①常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置している。
- ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置している。
- ③利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。
- ④24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ⑤利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上である。
- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ⑦地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
- ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会に参加している。
- ⑨特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑩介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が45名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は50名未満）である。
- ⑪法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備。
- ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等を実施している。
- ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

※算定要件（II）

(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置

及び(Ⅰ)の②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の基準に適合すること。

※算定要件(Ⅲ)

(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置

(2) 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置

及び(Ⅰ)の③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の基準に適合すること。

※算定要件(A)

(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置

(2) 常勤専従・非常勤各1名以上配置(兼務可)

及び(Ⅰ)の③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の基準に適合すること。

③、⑥、⑪、⑫は連携でも可。

(エ) 入院時情報連携加算

I	250単位/月
II	200単位/月

※算定要件

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は加算Ⅰ、入院した翌日又は翌々日に情報提供した場合は加算Ⅱを加算します。

(オ) 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
1回	450単位	600単位
2回	600単位	750単位
3回	×	900単位

※算定要件

病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合に、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合には、入院又は入所期間中につき1回を限度として加算します。

(カ) 通院時情報連携加算

50単位/月

※算定要件

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合は利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算します。

(キ) ターミナルケアマネジメント加算

400単位／月

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象に、迅速に必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行う必要があるため、利用者またはその家族から同意を得た場合に加算します。

※算定要件

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所へ提供した場合に算定します。

<介護報酬の算出方法>

利用料金の額は、サービスごとの単位数×1単位当たりの単価(円)で算出されます。
江南市地区は、厚生労働大臣が定める1単位の単価表において6級地に該当します。

1単位：10.42円で換算（小数点以下は切り捨て）

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、事業者のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

事業者に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 田中 孝治

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○電話番号 0 5 8 7－5 3－8 8 5 1

（2）行政機関その他苦情受付機関

江南市役所 ふくし部 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	江南市赤童子町大堀 9 0 0 5 8 7－5 4－1 1 1 1 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
愛知県国民健康保険団体 連合会	所在地 電話番号 受付時間	名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号 0 5 2－9 7 1－4 1 6 5 平日 午前 9 時～午後 5 時
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	名古屋市東区白壁 1 丁目 5 0 番地 0 5 2－2 1 2－5 5 1 5 平日 午前 9 時～午後 5 時

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 江南市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

家族又は代理人 住所

氏名

印

(続柄)

□代筆の場合 代筆者名 (関係)

理由 ☐認知症有 ☐手指動作困難 ☐高齢 ☐その他 ()☐押印しない場合

電磁的方法による同意 ☐電子メールでの同意 ☐電子署名 ☐その他